

【育休後 ― 部分休業】

Q20： 部分休業と育児休業の違いは？

A20： 一定の期間職務に従事しない育児休業とは異なり、部分休業は、1日の勤務時間の一部について育児のために勤務しないことを認める制度で、勤務しながらの育児が可能です。

- 子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、職員の福祉と公務の円滑な遂行を確保するための制度として、育児休業法では育児休業制度のほかに、部分休業制度を定めています。
- 部分休業制度とは、職員が3歳に達するまでの子を育児休業を取得せず養育しつつ勤務する場合、公務に支障のない範囲で1日の勤務時間の一部を勤務しないことを認めることにより、仕事と育児の両立、調和が図られるとの趣旨から設けられているものです。
- この制度のメリットとしては、職員は仕事をしながら育児ができるため一定の所得が得られること及び長期休業後の職場復帰への不安が少ないこと等があります。

Q21： 部分休業はいつ、誰に請求するの？

A21： 所定の様式に必要書類を添付のうえ、部分休業を始めようとする1月前までに所属長に提出して下さい。

- 部分休業は、育児時間と併せて取得されることが多いと思いますが、取得方法については1日単位、また朝夕に分割して行うこともできます。
- このため、育児休業の前後に、また、反復継続して部分休業を行うことができますが、所属の業務への影響等を考慮して、その承認の請求は、必要な期間及び時間を一括して行って下さい。
- なお、上記にあります「所定の様式」及び「必要書類」については、

下記のとおりですが、併せて「職員の育児休業制度等に関する取扱要領」を参照して下さい。

① 所定の様式

部分休業承認請求書（様式3）

② 添付書類

母子健康手帳、戸籍謄本等当該請求に係る子の氏名、職員との続柄及び生年月日を証明するもの

Q22： 部分休業はだれでも取得できるの？

A22： 3歳に達するまでの子を持つ一般職の男女の非常勤職員で、任命権者が同じである職に引き続き在職した期間が1年以上である方は、取得できます。

○ 育児休業法第19条第1項には、「任命権者は、職員（育児短時間勤務職員その他その任用の状況がこれに類する職員として条例で定める職員を除く。）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例の定めるところにより、当該職員がその小学校就学の始期（**非常勤職員**（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）にあっては、3歳）に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことを承認できる。」と規定されています。

○ 部分休業をすることができる職員は、（地方公務員法第4条第1項に規定される）一般職の男女の職員であり、このうち以下に掲げる職員については対象外となっています。

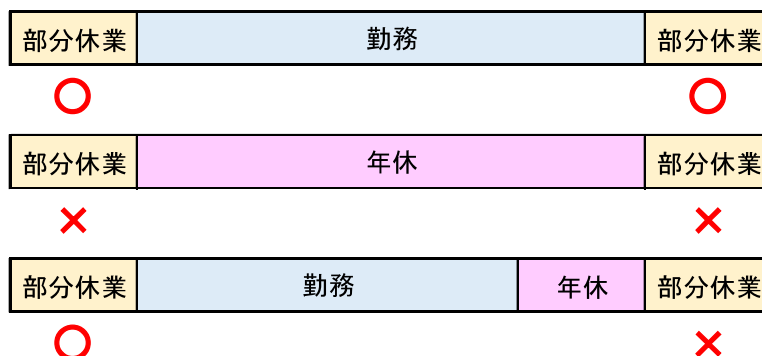
- ・1日につき定められた勤務時間が6時間15分未満の者
- ・任命権者が同じである職に引続き在職した期間が1年未満である非常勤職員

Q23： 部分休業をすることができる時間は？

A23： 当該非常勤職員の1日の所定の勤務時間から5時間45分を減じた時間を越えない範囲内となります。

- 育児休業法第19条第1項には、「1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について部分休業を承認することができる」と規定されており、また、育児休業条例第25条には、「部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うもの」と規定されています。
- また、育児休業条例第25条第3項において、「1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を越えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を越えない範囲内）で行うものとする。」と規定されています。
- 部分休業の請求は、1日の所定の勤務時間の始め又は終わりの時間帯において行う必要があります。
- 部分休業の前後に勤務しない場合には、当該部分休業は認められません。

【取得例】



- また、部分休業の承認は、その職員の 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内で、必要とされる時間について 30 分を単位として行います。ただし、育児時間又は介護時間を既に承認されている職員については、取得可能時間から当該育児時間又は介護時間を減じた時間について部分休業の承認がなされます。（部分休業と育児時間と介護時間を併用する場合は、合計 2 時間までしか取得できません）

例 1：1 日の所定の勤務時間が 6 時間 45 分の非常勤職員の部分休業取得可能時間は…

$$6 \text{ 時間 } 45 \text{ 分} - 5 \text{ 時間 } 45 \text{ 分} = 1 \text{ 時間}$$

例 2：1 日の所定の勤務時間が 6 時間 45 分の非常勤職員で、1 日 1 回 30 分の育児時間を取得している職員の部分休業取得可能時間は …

$$6 \text{ 時間 } 45 \text{ 分} - 5 \text{ 時間 } 45 \text{ 分} = 1 \text{ 時間} \text{ の範囲内で、かつ } 2 \text{ 時間} - 30 \text{ 分} = 1 \text{ 時間 } 30 \text{ 分} \text{ を超えない範囲内 } = 1 \text{ 時間}$$

Q24： 配偶者が専業主婦（夫）等である場合も、部分休業が取得できるの？

A24： 取得できます。

- 夫婦が共に職員である場合、それぞれが 1 日の所定の勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間まで部分休業することができます。また、夫婦が同一日同一時間に、部分休業をすることができます。
- 配偶者が専業主婦（夫）である場合や産後休暇、育児休業、育児短時間勤務をしている場合であっても、職員は部分休業をすることができます。